

## 市民意見の募集結果

小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則案に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
政策等の案の公表の日	令和3年1月15日（金）
意見提出期間	令和3年1月15日（金）から令和3年2月15日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人

無効な意見提出	人
---------	---

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 放課後児童支援員の数に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	直近5年間の小田原市の放課後児童支援員の推移を知りたい。	D	平成28年度42人、平成29年度72人、平成30年度91人、令和元年度99人、令和2年度100人となります。（各年度4月1日時点）
2	直近5年間の小田原市の放課後児童支援員（みなし制度の対象者）の推移を知りたい。	D	平成28年度137人、平成29年度111人、平成30年度80人、令和元年度40人、令和2年度40人となります。（各年度4月1日時点）
3	直近5年間の小田原市の放課後児童支援員（みなし制度の対象者）のうち、研修を修了した者の数を知りたい。	D	平成28年度33人、平成29年度28人、平成30年度15人、令和元年度21人が研修を修了し、令和2年度は25人が研修を受講しました。

(2) 経過措置の延長に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	令和3年3月31日までに研修を修了することを予定している者が、研修を修了することができなかった理由を知りたい。	D	みなし制度の対象者の退職等により、受講人数が研修の定員である40人に満たなかったことが主な理由です。
2	経過措置の延長について、3年の延長ではなく、1年の延長とし、来年度中に研修を修了することを予定している者に研修を受けさせることができない理由を知りたい。	D	現在の支援員の状況や研修の定員等を考慮すると、今後数年をかけて計画的に人員体制を強化する必要があると判断したものです。